

第2回 簡易水道事業経営審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年11月28日（火）13：30～14：30
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター「會津稽古堂」研修室2
- 3 出席者 委員7名（委員10名のうち3名欠席）
事務局：健康福祉部長、副部長、副部長兼健康増進課長、
健康増進課職員3名
（オブザーバー：上下水道局副局長兼経営企画課長、上水道施設課長）

4 会 議

(1)会長あいさつ

(2)協議事項

①令和4年度経営状況について

- ・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

【質疑応答】

- 委員：市の簡易水道料金の設定はどのようなになっているか。
資料では、前年比で有収水量が348m³減少しているが、徴収額が1千円増加しているため、料金値上げ等の変更はあったのか。
- 事務局：（会津若松市水道事業給水条例の規定に基づき）従来からの基本料金等の設定を利用して徴収している状況で、料金設定に変更はなく、料金収入で不足が生じている分は市からの繰入金で対応している。
給水件数も横ばいであり、基本料金収入は維持していることから、（基本料金に含まれる基本水量を超えて使用した水量の）超過使用分の関係と思われるが、前年の料金収入を維持できたという認識。
- 議長：前年比で支出増となった分は、繰入金増で対応したという解釈になるものと思われる。

②事業実績（R4）・進捗状況（R5）について

- ・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

【質疑応答】

- 委員：現在実施中の配水池流入量調査業務は、委託期間が年度末になっている。本事業で調査する水量は、同じく実施中の整備手法検討調査業務における施設整備の検討に必要ということだが、成果品が納品される年度末を待って反映することは時期的にも困難と思われるがいかがか。
- 事務局：今年8月に業務開始。水量の経過を毎月確認し、来年3月まで把握していく。毎月の調査結果は随時共有しており（最終的な成果品を待たずとも）支障はないと考えている。
- 委員：本審議会は、基本的に市営簡易水道事業に関する内容と理解しているが、民営簡易水道事業の原地区と上馬渡地区では、約10年前より市営移管を要望している。市営施設の整備検討だけでなく、民営施設も含めた湊地区全域のインフラ整備として総合的に考えていただきたい。行政の任務と責任と考える。
- 事務局：調査は市営中心となるものの、湊地区全体で効率的に水を確保できるかも含めて考えていきたい。ただし、水源や高低差など湊地区特有の地形

など、長年の課題が簡単に解決できるものでもないことから、中間報告を受け整理でき次第、地区説明会も開催し、それらを踏まえて総合的に進めていく必要があると認識している。

- 委員：簡易水道事業における整備手法検討調査業務は年度内に調査結果報告を受けるとのこと。審議会報告はすみやかに行われるのか。
また、対象となるのは市営簡易水道施設のみなのか、湊地区全域を考えていくのか。
- 事務局：報告は来年度になるが、年度内の中間報告を受けて、課題感と捉えた内容については、可能な限り早急に地区にお示ししていきたい。
今回の調査対象は基本的に市営施設となるが、整備検討は湊地区全域と考えている。
- 委員：過去に民営簡易水道事業についても、市で調査に入ったと記憶しており、整備に関するアウトラインの方向性が示されているのではないか。
- 事務局：当時の調査はあくまで現状把握に留まる。その際、施設管理に必要な台帳等が整備されていないことが発覚し、早急に作業を進めるよう助言してきている。また、市営移管については県への変更申請（事業区域の拡張や給水人口の増加など）が必要であり、時間を要する旨も説明済み。
特に原地区においては、昨年夏に国道の埋設管路漏水に伴う修理費用が多額になり、今後の経営維持に不安を覚えたようであるが、整理できていない課題が残っている状況。（施設台帳や図面の整理が進まない状況であれば）市の補助金を活用し、施設更新に着手することも一案であり、結果して早い対応になる可能性もあることも伝えた。
- 委員：配水池流入量調査について、3地区ともに湧水を水源としているが、今年の夏は雨が少なく、また厳寒期においても同様に水不足となる可能性がある。配水池の湧水で給水車出動となったことも近年あった。
- 事務局：今夏は日照りが続いたため、湧水量不足の可能性が高いと思われた8月より毎月水量確認ができています。来年3月まで継続して確認するため、結果は後日報告する。
- 議長：市営簡易水道事業の3地区と移管要望の2地区の整備・管理に関して喫緊と課題のように思われた。水道は最低限のライフラインであり、市が責任を負うもの。そのためにまさしく委託事業が行われており、課題の整理をしていただき、今後においてロードマップ的なものをパワーポイントなどでお示しいただくことが望ましいと考える。

③その他

- 委員：本市議会条例第2条で、「市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する」とあるが、本日の次第には報告事項とある。報告事項についても、会議録として残すものなのか。また、諮問・答申案件はどのような場合か。
- 事務局：今回は、定例的な決算及び実績報告。会議録は公開させていただく。
諮問案件は、具体的には令和3年3月に策定した「会津若松市簡易水道事業経営戦略」の素案について行っており、計画策定や見直しなど、今後の市営簡易水道事業の運営に関わる内容は諮問させていただくことになる。
- 委員：現在、地区選出で区長として本審議会に参加しているが、区長として委嘱を受けているものか。（地区の規定で）区長の任期は2年間であり、委員委嘱期間中に交替予定で、次の区長が諮問案件の途中から参加には、内容理解に苦労するのが明らか。区長以外の場合は支障があるか。
- 事務局：現在、簡易水道施設使用者の代表として市営3地区から適任者を選出い

ただき、当該個人に委員委嘱しているため、必ずしも区長である必要はない。

今年度実施事業については、次年度の（決算）報告案件となる予定だが、地区説明会は早めに開催して課題感の共有したいと考えている。このため、本審議会にお示しする前に地区説明する場合もあるが、あらかじめ了承いただきたい。

※会議終了後、地区説明が先になる場合は、説明資料を審議会委員に事前送付することについて会長協議で決定させていただきました。

※他の委員からの質疑・意見等はなし

5 閉 会